

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、CAD図面作成、設計計算等の業務に従事していた。

被災者は、入社前の平成○年○月○日、Cクリニックに受診し「不安障害」と診断され、通院治療を続けていたところ、請求人によれば、平成○年○月頃から過酷な長時間労働及び上司である部長からの度重なる叱責や暴言を受けたことにより、被災者の症状が悪化したという。

被災者は、平成○年○月○日、山中に駐車した自家用車内において、一酸化炭素ガスの吸入により死亡しているところを発見された。死体検案書によると、死亡したとき：「平成○年○月○日午前○時頃」、直接死因：「一酸化炭素中毒」、死因の種類：「自殺」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者に発病した精神障害について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成○年○月○日付け被災者に係る業務起因性の医学的見解において、要旨、被災者に発症した疾患名は、全体の経過から判断すれば、うつ病エピソード（F 3 2）（以下「本件疾病」という。）と考えられ、発病時期は、クリニックを受診した平成○年○月○日（頃）、症状の悪化の時期は、平成○年○月○日（頃）と考えられると意見しており、当審査会としても、被災者の症状の経過等から専門部会の意見は妥当なものと判断する。

なお、請求人らは、被災者が平成○年○月○日に受診した際の診断名は「不安障害（F 4 1）」とされており、また主治医であるD医師は、平成○年○月○日の受診の際には「うつ状態」と診断しているものの「うつ病」とは診断していないと明言していることなどから、平成○年○月の段階から「うつ病エピソード（F 3 2）」であったとの判断は誤っており、被災者は、平成○年○月○日頃、「うつ病エピソード（F 3 2）」を新たに発病したものとして検討されるべきであったと主張する。この点、当審査会においては、D医師の意見書を精読し、その趣旨の把握に努め、改めて被災者の病状の経緯を精査した上で、上記のとおり判断したところであり、被災者は平成○年○月には本件疾病を発

病しており、業務との関連性については、その悪化をもたらしたか否かの観点から検討すべきであると判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しているところ、精神障害の悪化については、認定基準の「第5 精神障害の悪化の業務起因性」において、別表1の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したことが認められる場合については、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する業務上の疾病として取り扱うとされている。当審査会としても、こうした取扱いは妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人らは、被災者の発病後、①上司とのトラブル、②(ひどい)嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた、③仕事内容・仕事量の(大きな)変化があった、④2週間以上にわたって連続勤務を行ったことにより、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」に準ずる程度の心理的負荷があったと主張する。

(4) 請求人らは、本件疾病の悪化について、上記(3)の①ないし④の出来事があった旨を主張するが、当審査会において一件記録を詳細に検討するも、いずれの出来事も生死に関わる、極度の苦痛を伴う出来事であったとはおよそ認められないものであり、「特別な出来事」には該当しないものであると判断する。

なお、この点、監督署長及び審査官は、労働時間の増加や仕事内容、仕事量の変化について業務による心理的負荷をもたらす出来事として捉え、その心理的負荷を「強」とするなどの評価を与えながらも、「特別な出来事」には相当しないとの判断を示しているところ、当審査会においては、それらの評価や請求人の意見も踏まえ、本件疾病の悪化に当該出来事が影響を与えたか否かを再検討した上で、上記の結論に至ったものであることを付言する。

(5) 以上のことから、当審査会においては、請求人の主張する本件疾病と業務との間に因果関係を認めることはできず、本件疾病は業務上の事由によるものと

は認められないと判断する。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。